

⑤ 収入の計算方法

県営住宅の申込みには、収入（月収額）が一定の基準内であることが必要です。次の計算方法により、収入が基準内かどうかを確かめてください。

- (1) 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。
年間総所得金額は、当年度の課税・所得証明書、市町民税・県民税の特別徴収税額通知書または前年分の源泉徴収票で確認することができます。（14 ページ参照）
次のような場合は、所得を合算して計算してください。
 - ・ 申込世帯の中で2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
 - ・ 1人で2種類以上の収入を得ているときは、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
 - ・ 1人で同じ種類の収入を2か所以上から得ているときは、まず総支給額を合算してから、年間総所得金額を出します。
- (2) 年間総所得金額から、13ページ⑦の各種控除額を差し引いたものを、12で割り、月収額を計算します。

$$\left(\text{年間総所得金額} - \text{各種控除} \right) \div 12 = \text{世帯の月収額} \Rightarrow \text{この金額を下の表にあてはめてください。}$$

世帯の月収額	申込みできる住宅
15万8千円以下	一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅
21万4千円以下	一般県営住宅、準特定優良賃貸住宅（裁量階層※）
15万8千円以上 48万7千円以下	特定公共賃貸住宅、みなし特定公共賃貸住宅

※裁量階層についての説明は、11 ページ④を参照してください。

⑥ 申込みできる所得基準の早見表（年間所得金額）

（注）控除額が同居親族のみで、その他の控除がない場合です。

所得者が2人以上いる場合は全員の所得を合算して当てはめてください。

（単位：円）

区 分	申 込 者 を 含 む 世 帯 員 の 数						
	1人	2人	3人	4人	5人	6人	
一 準 特 別 県 営 賃 貸 住 宅	原則階層	1,896,000以下	2,276,000以下	2,656,000以下	3,036,000以下	3,416,000以下	3,796,000以下
	裁量階層	2,568,000以下	2,948,000以下	3,328,000以下	3,708,000以下	4,088,000以下	4,468,000以下
特 別 県 営 (木太コーポラス)		5,844,000以下	6,224,000以下	6,604,000以下	6,984,000以下	7,364,000以下	7,744,000以下
特 定 公 共 賃 貸 住 宅 みなし特定公共賃貸住宅		2,276,000以上 6,224,000以下	2,656,000以上 6,604,000以下	3,036,000以上 6,984,000以下	3,416,000以上 7,364,000以下	3,796,000以上 7,744,000以下	